

10

どうしても払えないときは
「滞納処分の執行停止」を



「滞納
処分の
執行停

止」を認めさせましょう(国
税徴収法153条、地方税法15条7)。
3年継続すると納税義務
は消滅します(国税徴収法153
条4、地方税法15条7)。明らか
に徴収不能な場合、納付義
務を消滅できます(徴収法
153条5、地方税法18条1)。